

## 見積依頼の変更について

分任契約担当官  
陸上自衛隊久居駐屯地  
第337会計隊長 藤田 亮

令和8年1月30日付で見積依頼した、入札件名「久居(7)厚生センター便所排水改修工事」について、下記のとおり変更する。

### 記

#### 1 仕様書(1ページ 4 作業概要)

作業種目の機械設備の撤去の排水管撤去の規格及び概算数量を変更する。

##### (1) 規格

鉛管50A、鋼管40A → 小便手洗配管切断撤去

鋼管50A、鋳鉄管80A → 鋳鉄管切断撤去

##### (2) 概算数量

2.8m, 2.2m → 6か所

1m, 5m → 1か所

#### 2 仕様書(5ページ 厚生センター1階便所天井内平面図)

概説排水管の撤去項目を変更する。

概説排水管(鉛管50A)撤去 2.8m → 概説排水管(小便器手洗40A・50A)切断撤去 6か所

概説排水管(鋳鉄管80A)撤去 5m → 概説排水管(鋳鉄管80A)切断撤去 1か所

概説排水管(50A)撤去 1m → なし

概説排水管(40A)撤去 2.2m → なし

以上

入札に関する事項の問い合わせ先

〒514-1118

三重県津市久居新町975

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊 契約班 (担当: 池上)

TEL 059-255-3133 (代表) 内線347

FAX 059-255-3290 (直通)

メール [ma337fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma337fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

仕様書に関する事項の問い合わせ先

〒514-1118

三重県津市久居新町975






陸上自衛隊久居駐屯地 業務隊 管理科 営繕班 (担当: 西野)

TEL 059-255-3133 (代表) 内線369

表紙含む全5枚

# 久居（7）厚生センター一便所排水改修工事

## 陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

工事名称 図面名称	久居（7）厚生センター一便所排水改修工事 表紙			
	管理科長	営繕班長	給排水係長	施設管理 担当者
				
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊				図面番号 1 / 5

仕 様 書

- 1 作業名称：久居（7）厚生センター便所排水改修工事
- 2 作業場所：三重県津市久居新町975（陸上自衛隊久居駐屯地）
- 3 作業期間：契約締結日～令和8年3月31日

4 作業概要

作業種目	内容	規格	概算数量	備考	
建築	撤去	天井ホックバル吸音板t9撤去 下地石こうボードT2.5撤去	16.5㎡		
	内装	天井ホックバル吸音板t9新設 下地石こうボードT2.5新設	16.5㎡		
	撤去	排水管撤去	6か所	保温材 含む	
機械設備	衛生設備	小便手洗配管 切断撤去	1か所		
		铸铁管切断撤去			
		VP40A	2.2m	保温材 含む	
		VP50A	3.8m		
		VP75A	5m		
	排水管接続	7フック・MV3'オット	6か所		
電気	撤去	照明器具撤去	1か所		
		照明器具撤去	9台		
	照明設備	LED照明器具再設置	LED照明器具	1台	
		LED照明器具再設置	LED照明器具	9台	

5 一般事項

- (1) 作業は、本仕様書、図面、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び関係法令等を遵守して実施すること。また、仕様書に記載なき事項等については監督官との協議によるほか、技術上必要なものは請負者側の責任において良心的に施工すること。
- (2) 現場の納まり等で材料等の軽微な変更は監督官と打合せの上行うこと。また、軽微な変更に伴う金額変更は行わないものとする。
- (3) 本作業に使用する材料はすべて新品とし、材料等承認額を提出し、監督官の承認を受けたものを使用すること。グリーン購入法適合、環境対応及びエコマーク等環境物品の使用に努めること。
- (4) 請負者は、作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。

- (5) 作業実施前には危険予知活動を実施すること。
- (6) 作業中は、請負者の現場代理人又はそれに準ずる者が必ず現場に常在すること。
- (7) 作業は請負者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (8) 作業時間は午前8時15分から午後5時迄とする。なお時間外・土曜日・日曜日・祝日及び年末年始休暇（12月24日～1月3日）は原則、作業不能日として見込んでおり、やむを得ず実施する場合は、監督官と協議の上実施するものとする。

6 特記事項

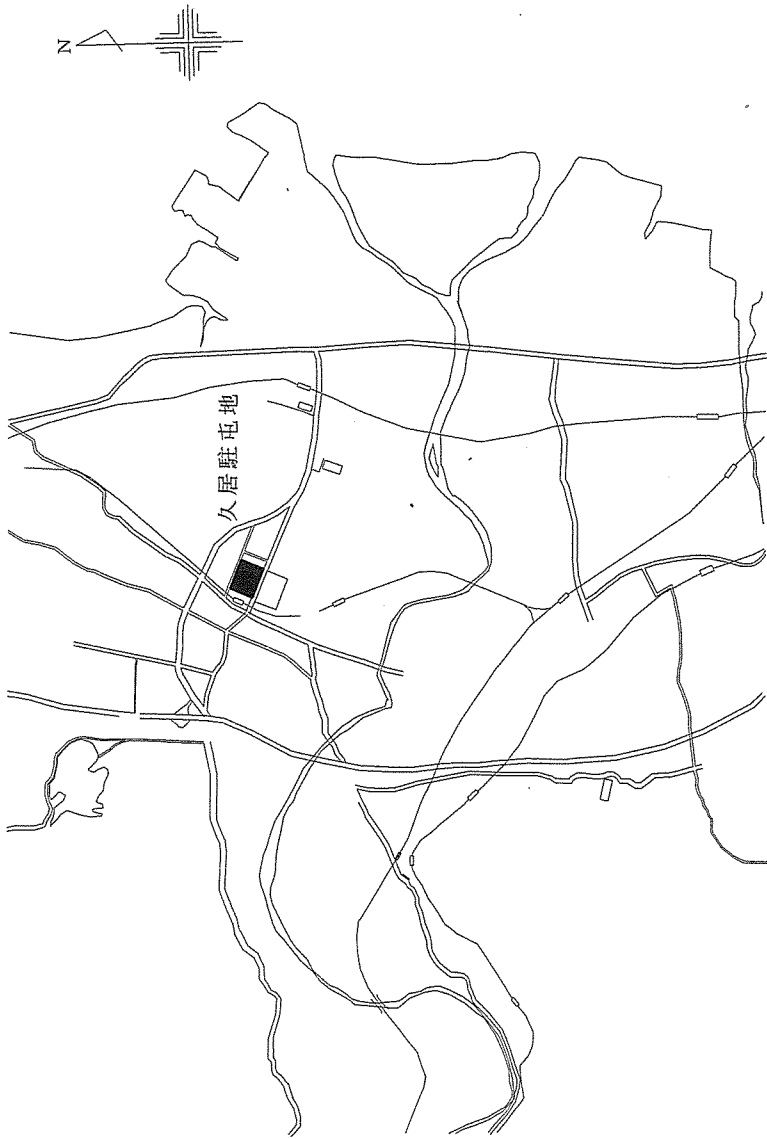
- (1) 本仕様書及び図面記載寸法は、標準寸法につき施工に際して細部原寸確認し、各作業を実施すること。
- (2) 本作業の発生材のうち、鉄屑等については監督官の指示する場所へ集積し、官側へ引継ぐこと。その他発生材については、請負者において処分すること。なお、廃棄物として処分する発生材については、建設系廃棄物マニフェスト（A～E票）（写）廃棄物処理報告書、産業廃棄物処分業証明書、産業廃棄物収集運搬業許可証を監督官に提出すること。
- (3) 作業日時及び、日程等については、必ず監督官の許可を受けた後実施すること。
- (4) 作業作業者の現場への立入経路及び、資材置場、廃棄物置場等については、監督官の指示に従うこと。
- (5) 請負者は感染症等の対策を徹底すること。
- (6) 作業中は、請負者の現場代理人を常駐させ、安全管理に努めること。

7 提出書類

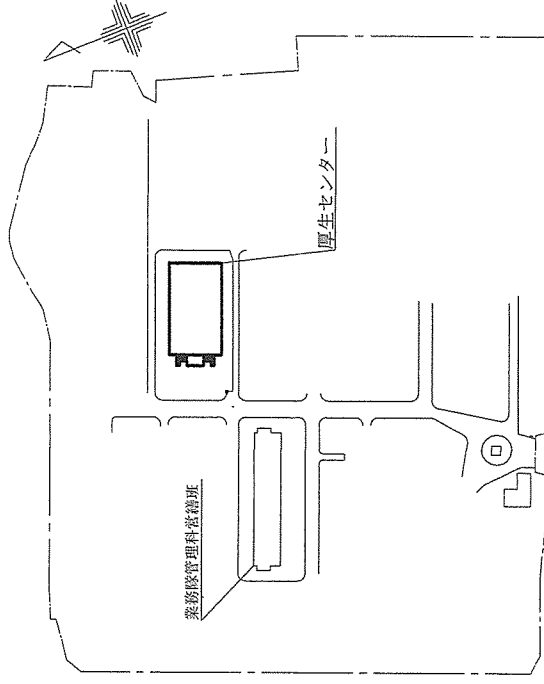
- (1) 工程表
- (2) 現場代理人通知書
- (3) 打合せ簿
- (4) 着工・完成届
- (5) 使用材料等承認願
- (6) 材料検査簿
- (7) 作業日誌
- (8) 作業写真
- (9) その他指示された書類

8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格を以て作業完了とする。

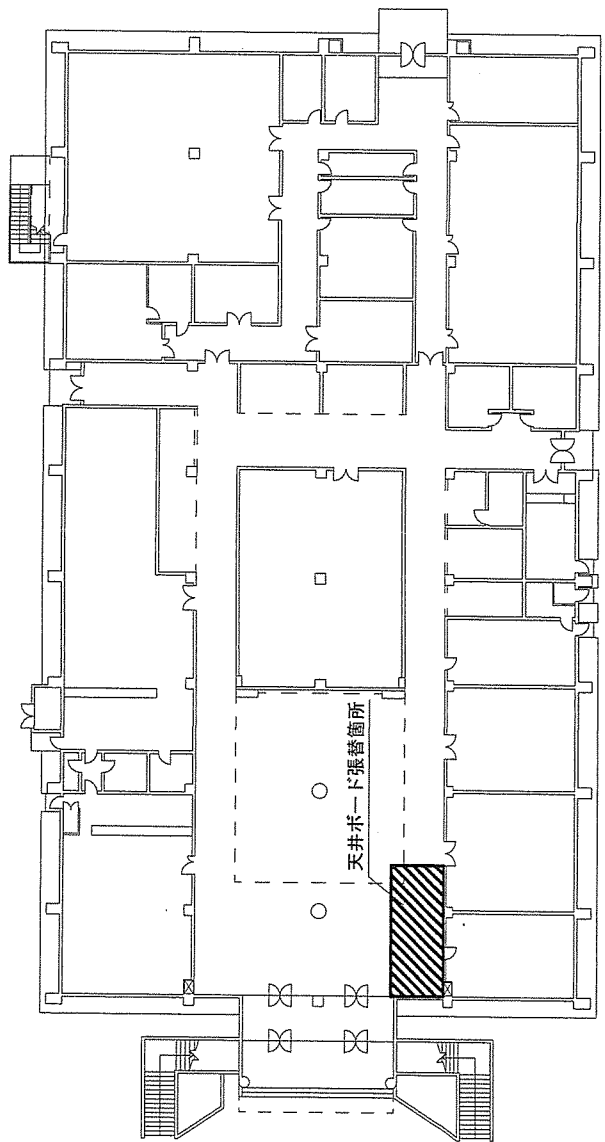


久居駐屯地案内図 1:X

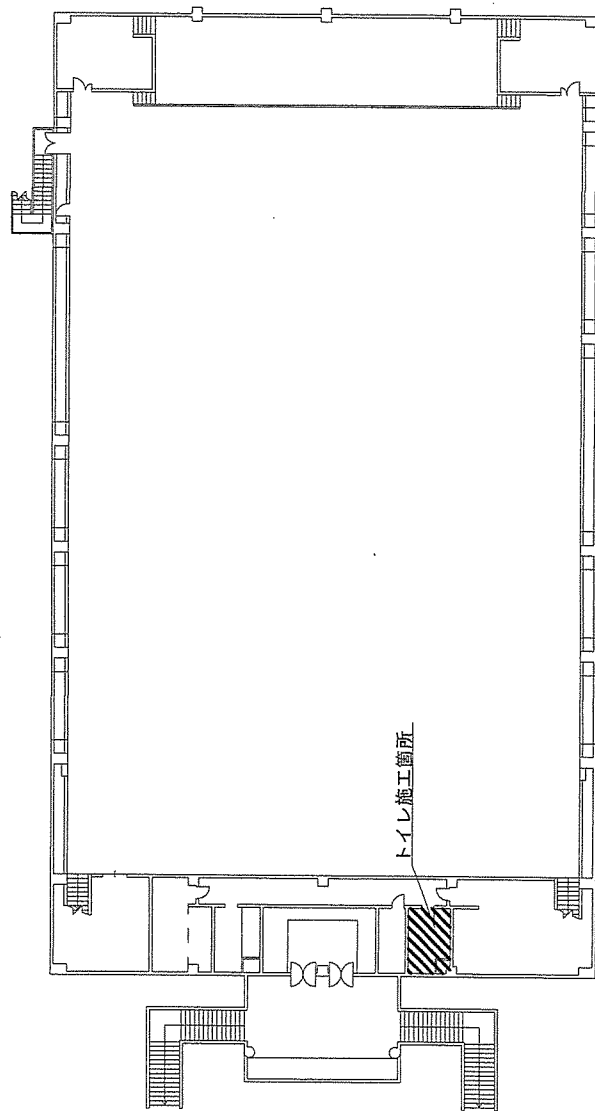


久居駐屯地平面図 1:X

件名	久居(7) 厚生センター一便所排水改修工事
種別	久居駐屯地案内図・配置図
図番	久居駐屯地業務管理科営繕班
	3 / 5



厚生施設1階平面図 1:X



厚生施設2階平面図 1:X

件名	久居(7) 厚生センター一便所排水改修工事
種別	厚生センター1・2階平面図
図番	4 / 5
久居駐屯地業務隊管理科営繕班	

